

V活動するにあたってのオリエンテーション

みやぎ災害救援ボランティアセンター

1. ボランティア受付

- (1) ボランティア活動希望者は、必ず受付で所定の「ボランティア登録」をして下さい
- (2) 「ボランティア登録」によって、初回受付時に「ボランティア保険」(災害用)をセンターがお掛けいたします。「ボランティア保険」は、申込時から年度末の3月31日まで有効です。
- (3) 受付時に、「みやぎ災害救援ボランティアセンター」マーク入りのワッペンを受け取り、お名前をワッペンにお書きください。ボランティア登録証明にもなっています。
- (4) 「ボランティア登録」によって、知識・技能・技術を求められている活動に参加していただくこともあります。ニーズ内容をよく確かめてください。ご指名の場合もあります、ご了解ください。
- (5) 「ボランティア登録」しても、被災者のニーズによって希望する活動を紹介できかねる場合もあります。
- (6) 受付終了後、ニーズ内容を紹介しボランティアを募集しますので、希望するニーズがありましたら手を上げてください。希望者が多い場合は、時間節約のため適時コーディネーターの方で指名します。他意はありませんのでご了解ください。
- (7) ニーズに沿ってグループを編成し責任者(リーダー)を配置しますので、グループごとに活動してください。
- (8) ボランティアのみなさんには、活動終了後簡単なアンケートをお書きいただき、次の活動に役立たせていただきます。ご協力ください。
- (9) ボランティア活動に不安・疑問点なことなど、なんでも結構です。スタッフやグループリーダーなどに気楽にご相談ください。
- (10) ボランティア受付は、毎日朝にいたします。事前受付はいたしません。
- (11) ボランティアは、自己完結が原則ですが、飲み物をセンターで準備する場合があります。
- (12) 活動に行く前やかえって来た後に、一時的な休憩室を準備してあることもあります。
- (13) 活動終了後に個人毎の活動報告・感想等を記入していただきますので、ご協力ください。

2. 活動に出発するまで

- (1) 受付が終了したら、今日の活動内容(ニーズ内容)を書いた用紙が張り出されていますので、それを見ていてください。
- (2) 9:00になりますとニーズごとにボランティアの募集を行い、グループ編成をします。
- (3) グループ毎にリーダーが配置され、リーダーを中心にメンバーの自己紹介を簡単に行ってください。
- (4) 活動指示書と地図をグループ全体で確認し、その内容に沿って必要な器具・機材を受け取り、自分の荷物を持ってそれぞれ出発してください。
- (5) リーダーは、活動指示書、地図、無線機などを常に携帯してください。

3. 活動が終了したら

- (1) ニーズに対応した活動が終了したら、依頼者にお礼を言ってセンターに引き返してきてください。
- (2) センターに着きましたら、グループを解散します。

- (3) 休憩室で飲み物（準備物があれば）を受け取り、感想文をお書きください。
- (4) 感想文を提出されましたらお帰り下さって結構です。
- (5) 次の日も活動を希望される方は、朝9時前に再度ボランティア受付をしてください。2日以降は、ボランティア保険に加入済みですので、再登録の用紙にご記入ください。

4. グループ活動

- (1) グループにはリーダーがつき、みなさまの活動のお世話をいたしますので、リーダーの指示に従って活動してください。
- (2) グループ参加者名簿に、氏名等をご記入ください。
- (3) ニーズ内容に沿った器具・器材を準備しますが、必ずしも人数分があるとは限りません。みんなで協力合ってご活用ください。重機は、ありません。
- (4) グループには、センターと連絡が取れるように携帯無線機か携帯電話を持っています。
- (5) 活動は、2人以上のグループで行います。どんなニーズにも1人で活動・対応することはしません。単独行動は控えてください。
- (6) 依頼者とグループとの間をつなぐ役として地元の人が必ず付きます。または、事前にリーダーと依頼者は顔を知っている関係になっています。
- (7) 依頼者には、基本的にセンターから訪問する人数などをお知らせしております。
- (8) センターから依頼者宅まで距離がある場合は、車で送迎いたします。
- (9) グループで行動中は、疑問や問題点がありましたら必ずリーダーに相談してください。直接交渉や対処行動はしないでください。

5. グループリーダーの役割

- (1) メンバーの安全確保や健康管理に十分配慮し、注意してください。
- (2) グループ活動は、手渡された「活動指示書」の内容に沿って行ってください。
- (3) 活動指示内容に記載されていない全ての事柄は、センターと連絡を取ってから対処してください。
- (4) 無線機等通信機器は、センターと常に連絡できる状態に置いてください。
- (5) 依頼者宅に着きましたら、依頼者に挨拶しメンバーを紹介した後「活動指示書」の内容を確認してください。
- (6) 依頼者に危険箇所や危険物の有無を確認してください。
- (7) 活動終了後、センターに戻られたらグループ活動の報告書に給して、センターに提出してください。
- (8) 苦情があった場合、苦情内容を整理してセンターに報告してください。
- (9) トラブルがあった場合、トラブル内容を整理してセンターに報告してください。
- (10) 活動中は、全体の動きを見渡し安全確保と活動がスムーズに進行するように配慮してください。
- (11) グループメンバーの意見を十分に聞き、活動しやすい環境をつくってください。
- (12) 活動が終了し、引き上げる場合もセンターに連絡してください。

6. 活動内容

- (1) 活動内容は、ニーズ調査によって事前に確認しています。しかし、現場に行ってもその内容が活動指示書と異なる場合もあります。異なる場合は、センターにご連絡ください。
- (2) 活動指示内容が同じようでも、現場によって多少異なることもあります。

- (3) 全て内容を調査・把握しているわけではありませんので、活動進行上で内容が変わる場合もあります。
- (4) 活動指示書と異なり、現場リーダーが判断しグループメンバーも同じ意見の場合は、その場合は指示と異なった活動をして結構です。ただし、そのことは、センターに必ずご報告ください。
- (5) 活動指示書と異なり、現場リーダーが判断に迷う場合は、センターにご連絡ください。
- (6) 活動現場では、依頼者に依頼内容とは別のニーズを依頼されることもあります。その時は、センターに連絡してください。相談の後に対応してください。
- (7) 依頼者に直接ニーズ依頼されても、原則としてすぐに対応しないでください。センターに登録後に対応する旨、依頼者にお話してください。
- (8) ニーズによっては、重機等器具・機材を用いないと処理できないものも活動中に直面することもあります。依頼者に重機等の準備がないことを説明して了解を求め、出来ることのみを実施してください。
- (9) 後片付けなどの処理でトラックなどを準備することもあります。しかし、全てのニーズに対処できるとは限りません。センターと調整してください。

7. 危険の判断と注意（安全確保）

- (1) 建築診断士による「危険建築物」「注意建築物」と診断された建築物には近寄らないでください。
- (2) 作業中に「危険」と判断されることに直面したら、直ちに作業を中断してください。また、速やかに避難してください。
- (3) グループで作業しますので、リーダーがメンバーの作業状況を監視し、危険と判断した場合は、速やかに当事者に危険を知らせ、その現場から離れるように指示してください。
- (4) 「危険」の判断が不確定、又は、メンバー間で判断が分かれた場合は、「危険」と判断してください。
- (5) 高所に上る・登る場合は、足元がしっかりしているか、身の安全が保たれるか十分判断してからにしてください。基本的には、「危険」と判断してください。
- (6) 壊れそうな橋などは、渡らないようにしてください。
- (7) がけ崩れが起こりそうな箇所には近づかず、避けて通ってください。
- (8) 大雨が降った直後の山など鉄砲水が発生しそうな沢などは、十分気をつけてください。
- (9) 注意・危険警報の出ている時や場所は、その情報に従って行動してください。警告を無視すると重大事故につながります。
- (10) 作業中に突然悪臭やガス漏れが発生することもあります。安全な場所にすぐ退避すると共に火の発生に注意してください。特に、喫煙をしないでください。
- (11) ガソリンなど揮発性の液体があった場合、火気に十分気をつけてください。
- (12) 異臭の発生している箇所には、近づかないでください。
- (13) 農薬など危険物と思われるものには、絶対に手を触れないでください。
- (14) 不用意に得体の知れない液体に触れないでください。
- (15) 高く積み上げられている荷物がある場合、崩れ落ちる危険がありますので安全が確認されるまでは近づかないでください。
- (16) 高低差がある作業現場では、上からの落下物に注意してください。
- (17) 落下している電線やケーブルに不注意に触らないでください。必ず電気が切断されていることを確認してください。
- (18) 「危険注意」と表示してある建物や設備には、不用意に近づいたり触れたりしないでください。
- (19) 活動によっては、トラック運搬の活動もありますが積荷や積み下ろしのときは十分に気をつけてくだ

さい。特に、車を動かすときは車の周囲の安全を確認してから動かしてください。

8. 言葉づかいに気をつけましょう

大災害に見舞われ、被災者はパニック状態になっています。まともな精神状態にないこともあります。これらの状態では、些細な言葉でここに傷をつけたり気分を害したり、興奮させてしまう場合もあります。また、被災者の支えに少しでも役立てればと駆けつけてきたボランティアの気持ちも大切にすることも必要です。

人は、言葉一つで心に傷を負うこともあるし意気消沈させる反面、励まされ元気が出たり意欲を強くしたりします。言葉は、薬にも凶器にもなります。

- (1) 誰しも突然の災害に見舞われれば精神状態がパニック状態になり、普段、何気なく話している言葉にも異常に反応しやすくなります。周囲の状況を判断し不用意な言葉を使わず、言葉を選んで使いたいものです。
- (2) 得に「がんばりましょう」は禁句です。がんばりたくてもがんばるすべを失った人にとって、非常にむなしい言葉です。
- (3) 言葉がなくても励ましの行動「ボランティア活動」が、「自分たちを支えてくれる多くの人が居る」という意識を生じさせます。
- (4) 被災者の心情を思い、仕事や勉強を中断して駆けつけてきたボランティアの気持ちを考え、そして、被災者にその思いを届ける仲間として互いに「心のこもった言葉」をかけ合うことの大切さを理解しましょう。

9. 「私が主人公ボランティア」は困ります

「ボランティア活動をしてあげる」意識は、災害時のボランティア活動では特に迷惑です。「無条件言いなりの」ボランティアも困ります。被災者とボランティアが対等な立場で「ボランティア活動をさせていただく」意識が大切です。被災者の心の支えになれるボランティアが求められているからです。

- (1) 「自分は被災者のために仕事を投げうって来た。自分のやりたいことをさせてくれ」は困ります。
- (2) 「困っているのだから、助けてやる」と、一方的に支援を押し付けられては有難迷惑です。相手の気持ちや心遣いを同じ目線で聞き、支援する側の「支援できる程度、範囲」を説明して相互に納得してボランティア活動に入る必要があります。
- (3) 「何か、手伝うことはありませんか」「困っていることはありませんか」と、何度もしつこく聞きまわることにも不快感を与えます。多少時間がかかっても顔見知りの方にそれとなく話をさせていただいて、ニーズを見出すことが大切です。
- (4) 「遠くから支援に駆けつけたのに」という思いのボランティアの方もいるでしょうが、ボランティア活動は、相手の気持ちを尊重する必要があります。遠くから支援に来ている人がいるというだけで、被災者は心強いものです。
- (5) 被災者の気持ちを理解した上でボランティア活動することは、被災者が自立していく過程での精神的支えになるものです。
- (6) 「押し付けボランティア」は、ボランティアをする人の気持ちを相手が受け入れません。迷惑をかけるだけでなく、誤解される原因になり互いにいやな思いだけが残ります。